

## 2021年 第3回須坂市景観審議会 議事録

1 日時 2021年11月17日(水) 14時から14時50分まで

2 場所 須坂市役所東庁舎2階第三委員会室

3 出席者 (14名)

(1) 委員 (8名)

土本委員(信州大学教授)、田中委員(須坂市農業委員会会長代理)

奥原委員(須坂市区長会副会長)

佐藤委員(長野県建築士会ながの支部副支部長兼須高ブロック長)

小坂委員(長野県広告塗装事業協同組合副理事長)、丸山委員(北信造園組合会計)

有賀委員(須坂市女性団体連絡協議会委員)、小林委員(須坂景観づくりの会理事長)

(2) 事務局 (6名)

滝沢まちづくり推進部長、勝山まちづくり課長、神林まちづくり課長補佐兼都市計画係長

村石まちづくり課長補佐兼まち整備係長、丸山まちづくり課まち整備係主任主事

小西まちづくり課まち整備係主任主事

4 欠席者 (5名)

竹内委員(須坂商工会議所副会頭)、本藤委員(須坂市観光協会会長)

岩井委員(須坂市商店会連合会会長)、塚田委員(長野建設事務所建築課長)

岩崎委員(長野県宅地建物取引業協会長野支部理事)

5 傍聴者 0人

6 配布資料

(1) 須坂市景観審議会 次第・委員名簿

(2) 資料1 須坂市景観計画(改定案)新旧対照表(冊子)

(3) 資料2 「須坂市景観計画(改定案)・屋外広告物規制内容(案)」に対する意見・回答

(4) 資料3 須坂市屋外広告物条例における規制内容(案)

(5) 資料4 須坂市屋外広告物条例のあらまし(案)

(6) 資料5 須坂市屋外広告物条例(案)

(7) 資料6 須坂市屋外広告物条例施行規則(案)

(8) 資料7 広報須坂11月号(特集2・3ページ 須坂長野東IC周辺地区開発)

7 会議の状況

(1) 開会(村石まちづくり課長補佐兼まち整備係長)

(2) 会長あいさつ(土本会長)

(3) 議事(議長:土本会長)

## 審議事項

議案第1号：須坂市景観計画の改定について …資料に基づき勝山課長説明

- ・資料1 須坂市景観計画（改定案）新旧対照表（冊子）
- ・資料2 「須坂市景観計画（改定案）」に対する意見・回答

### 質問・意見・要望

①委員：資料2 「須坂市景観計画（改定案）」に対する意見・回答の2の関係で、耕作をしていない土地というのは農地を指さないということによいか。  
農地には太陽光パネルが設置できない。耕作をしていない土地というのは農地以外ということによいか。

→事務局：一般的に、今まで耕作していたところを止めて太陽光パネルを設置するところ。  
農地とはしていない。

議案第2号：須坂市屋外広告物条例の制定について …資料に基づき勝山課長説明

- ・資料2 「須坂市屋外広告物規制内容（案）」に対する意見・回答
- ・資料3 屋外広告物条例における規制内容（案）
- ・資料4 須坂市屋外広告物条例のあらまし
- ・資料5. 6 須坂市屋外広告物条例・施行規則（案）

### 質問・意見・要望

①委員：説明頂いた第2種の展望規制に関して、大型の商業開発に即した、実態に即した形で規模数を広げて頂いたことは非常に建設的。考え方の確認ですが、資料にてイオンモールが15.8ヘクタールという敷地面積に対して、ここに50㎡を乗じると790㎡になるのですが、そういう考え方でよいのか、または200㎡にプラスして990㎡となるのか、単純に15.8×50という計算なのか、考え方を確認したい。

→事務局：考え方としては、まず1ヘクタールまでは200㎡があり、そこから1ヘクタール毎にプラス50㎡という積算をしていきたい。例15.8ヘクタールだと、14.8を切り上げて15×50㎡+200㎡という計算になる。まず1ヘクタール200㎡があつて、残りを加算するという考え方。

委員：1ヘクタールを超える場合は同様な考え方で計算するというによいか。

→事務局：よい。

委員長：今後、わかりやすく計算式の記載をしてください。

→事務局：わかりました。

②委員長：屋外広告物、壁面広告物に関して、窓面開口部をふさがないこととありますが、長野市の事例になります。ガラス窓にロールスクリーンがありそれが広告になっていて、ロールスクリーンを下げたままで、開口部が全面広告となっているものがある。その場合は、どのように考えるか。

→事務局：ご意見を頂きましたので今後議論をすすめる。

広告物は建物の外に出すものの規制であり、ロールスクリーンは建物の中のため規制の対象外となるのが広告物の考え方となるので、うまく考えた部分だと

思うが他市の事例を含め、建物内部の規制については研究させていただきたい。

委員長：お願いします。実質的には、広告物として機能している。

③委員：第3種規制地域の範囲について、資料4の5ページの図をみると、第3種規制地域は道路だけ示されていますが、これは重点地区の道路両側10mだけが規制範囲ということでしょうか。

→事務局：須坂市景観計画では景観育成重点地区を定めている。それを生かして道路両側10mの範囲に規制をかけていくという考え方。

委員：エリア全部でなくて、道に対しての規制ということでしょうか。

→事務局：エリアではなく道に対しての規制。

④委員：第3種の規制は指定道路から10m、第4種の規制は30mと説明頂きましたがその表記はどこにもでてこないが。

→事務局：現在の資料では、まだ記載をしていないため、今後表記をしていく。また、沿道地域の範囲についても景観計画には記載されていますが屋外広告物には記載がないため、分かりやすく表示していく。

⑤委員：第2種の規制の説明の中で、壁面広告物4/10と説明ありましたが資料では2/5と表記されていますが4/10の方が分かりやすいと思うが如何か。

→事務局：記述方法について条例の担当者とも相談をして、分かりやすい表現に改めたい。

⑥委員：重伝建を指定していくのですが、この3種指定地域の総表示面積が200㎡となると、これは問題ないか。

→事務局：重伝建が指定された場合、重伝建の指定地域は1種の基準を適用していきたい。他の自治体でも景観を重点的に取り組んでいる所は住居専用地域と同じ規定で行っている所が多くあり、当市でも同様に1種の規制をかけていきたい。

委員：その時に変えるのか。

→事務局：重伝建が決まると、景観計画の「景観育成重点地区」の変更も必要になるので、景観計画の変更に合わせて屋外広告物の規制地域も変更する予定。

⑦委員：第1種規制地域の中で長野県の屋外広告物では、高速道路から500mまでとインター線の50mは禁止地域となっている。県条例では禁止だったがそこは問題ないか。

→事務局：今回、条件を満たす交通安全上など掲出が必要な広告物や表示について、掲出できるように基準を設けている。

委員：県条例でもそうした広告物は許可していたということか。

→事務局：県条例では禁止ですが、須坂市の条例では掲出できるように基準を設けている。

●議案第1号・第2号について、原案のとおり同意し、市長に答申することに決した。

#### (4) 報告事項

今後の予定について説明 …事務局説明

須坂市屋外広告物条例については、10月に市の事前法規審査、1月に市の法規審査、3月議決予定。罰則規定を設けるため検察庁と協議を行っている。

また、須坂市で独自条例を定め長野県条例から除外されるため、1月の長野県景観審議

会、2月県条例・規則の改正予定。

須坂市屋外広告物条例について3月市議会に審議、4月1日に公布、7月1日施行を前提に進めている。

あわせて景観計画の改定に伴う須坂市景観をいかしたまちづくり条例の一部改正も3月議会で審議し7月1日施行を予定。

(5) その他

- ・次回の景観審議会について …事務局説明

現時点では次回の開催予定はなし。今後、須坂市景観をいかしたまちづくり条例の規定による事例が生じた場合、招集を行う予定。

(6) 閉会（村石まちづくり課長補佐兼まち整備係長）